

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第5章 議会への市民参加 (新設)</p> <p>第7章 議会の活性化 (議決事件の追加)</p> <p>第24条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決すべき事件について、<u>追加の検討をするものとし</u>ます。</p> <p><u>2 前項の規定に基づく議決すべき事件については、別に条例で定め</u>ます。</p> <p>(政策立案機能の充実)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第5章 議会への市民参加 (議会モニターの設置)</p> <p>第16条の2 議会は、市民からの要望、提言その他の意見を聴取し、議会の運営等に反映させるため、議会モニターを設置します。</p> <p>第7章 議会の活性化 (議決事件の追加)</p> <p>第24条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決すべき事件については、<u>別に条例で定め</u>ます。</p> <p>(政策立案機能の充実)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 議会は、市民の声を政策化するため、必要に応じて、市長に対し、予算要望をします。</p> <p>(正副議長選挙の立候補制)</p> <p>第25条の2 議会は、正副議長の選出に当たり、議場においてそれぞれの職に立候補する者に対して所信を表明する機会を設けます。</p>